

● 引上げ分の地方消費税交付金の使途について（平成27年度決算分）

平成26年4月から消費税率改定に伴う地方消費税交付金の引上げ分については「社会保障4経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生）」に要する経費に充てるものとされています。

平成27年度決算における使途については、次のとおりです。

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	112,883千円
（歳出）	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	811,831千円

（単位：千円）

事業名	経費	財源内訳		
		特定財源	一般財源	
			社会保障財源化分の 地方消費税交付金	その他
社会福祉	社会福祉総務事業	134		134
	心身障害者等福祉事業	229,267	173,895	31,833
	老人福祉事業	8,261	1,170	1,129
	地域福祉センター事業	6,654	24	903
	居宅介護支援事業			
	福祉医療事業	50,820	20,940	7,224
	児童福祉総務事業			
	児童手当事業	165,775	139,910	23,028
	保育所事業			
	生活保護総務事業			
小計	460,911	335,939	64,117	
社会保険	国民健康保険事業	99,914	71,793	13,885
	後期高齢者医療事業	47,468	35,601	6,547
	介護保険事業	203,239	2,088	28,221
	小計	350,621	109,482	48,653
保健衛生	保健衛生総務事業			
	予防事業			
	母子衛生事業	299	44	113
	小計	299	44	113
合計	811,831	445,465	112,883	253,483

※1 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、平成27年度決算額です。

※2 事務費や事務職員の人件費等は除外してあります。